年　　月　　日

総務省情報流通行政局参事官　殿

申込日を
記入

Ｌアラート　協力事業者用　サービス利用申込書

「Ｌアラート基本要綱」及び「Ｌアラートサービス利用規約」（関連する細則を含む。）に同意し、協力事業者としてＬアラートサービスの利用を申し込みます。

登記上の
正式名称

所在地：〒

団体・会社名：

登記上の
代表者

役　　職：

氏　　名：

＊役職は、団体・会社の長のものを記入してください。

例：民間団体にあっては社長、理事長等、地方公共団体にあっては知事、市町村長等

＊総務省は、提供を受けた申込者、利用責任者及び技術担当者の個人情報をＬアラートサービスに係る連絡のほか、総務省が実施するセミナー、講演会の開催に係るお知らせ等に利用します。

＊総務省は、団体・会社名及びサービス利用状況をＬアラートサービス利用規約第12 条（サービス利用者等の公開）に基づき、Ｌアラートのホームページ等を通じて一般に公開します。

別 紙 １

Ｌアラートサービスの利用に当たって、次のとおり申し込みます。

１．　Ｌアラートを利用する業務の目的・概要

(1)　目的

該当する項目に✔印を付けてください。

□　　連携システムの開発・販売
□　　連携システムの開発(受託業務)
□　　連携サービスの提供・運用　※「別紙２」を記入すること
(情報伝達者から委託を受けて行う情報の集約編集等を含む)
□　　その他（　　）

(2)　概要

（　　）

２．　産業分類コード

総務省の日本標準産業分類に従い、産業分類コードを記入してください。

産業分類コード　：　＿＿＿＿＿＿＿＿

※小分類（３桁）のコード

以下のサイト「日本標準産業分類」から検索してください。

https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

３．　担当者情報

利用責任者（技術的な事項以外に関する連絡窓口）	
■氏名	
■部署	
□役職	
■電話	
■メールアドレス	
技術担当者（技術的な事項に関する連絡窓口）	
■氏名	
■部署	
□役職	
■電話	
■メールアドレス	

メール及び電話等で利用に関する連絡や問合せを行うことがありますので、Ｌアラートに関する実務を行う方としてください。

Ｌアラートとの接続等に関する技術的な連絡や問合せを行うことがありますので、貴社･貴団体内のシステムに詳しい方としてください。

■：必須項目　□：任意項目

※申込者と同一の団体・会社に属する者としてください。

別 紙 1

４． 技術情報の配信

・Ｌアラートの技術動向に関する情報をメールで配信します。
・希望する配信先全てに✔印を付けてください。
（特に指定がない場合は、利用責任者及び技術担当者宛てに配信します）

□　利用責任者
□　技術担当者
□　その他（　　）

５． その他

(1)　協力事業者の認定に当たっては、下記の事項への同意が必要です。同意いただける場合には、「同意する」に✔印を付けてください。

下記 A)～E)の事項に［□「同意する」、□「同意しない」］

A)　最新の技術仕様の習熟に努め、総務省が開催する技術セミナーを継続的に受講すること

B)　最新の技術仕様を踏まえた設備の開発、販売又は提供を行うこと

C)　販売又は提供した設備のサポートを継続的に行うこと（技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価において改修等を行うことを含むものとする。）

D)　Ｌアラート基本要綱、Ｌアラートサービス利用規約及びサービス利用に当たり必要となる手順等の一次説明を適切に実施すること

E)　クラウド型サービス提供にあっては、サービス利用者が利用開始までに必要となる検査等について対応すること

(2)　関連するシステムやサービスの開発等の実績及び販売、提供等の実績が分かる資料を添付してください。
　実績がまだない場合には、関連するシステムの開発及び販売、提供等に関する具体的な計画が分かる資料を添付してください。

別 紙 ２

以下、「**別紙１**」の「**１．Ｌアラートを利用する業務の目的・概要(1)目的**」において、「連携サービスの提供・運用」を選択した場合のみ記入してください。

１．　提供するサービス名

［ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ］

２．　サービスの種類

・該当するものに✔印を付けてください。

□　　Ｌアラートへの情報発信
□　　Ｌアラートからの情報受信
□　　情報伝達者からの委託による情報の集約編集等
□　　その他（　　）

３．　その他

(1)　連携サービスの提供・運用を行う協力事業者は、総務省所定の「協力事業者の連携システムとの接続に関する契約」により、別途、契約を締結する必要があります。

(2)　連携サービスの提供・運用を行う「連携システム」をＬアラートに接続する際には、事前に、総務省所定の「Ｌアラート 連携システム接続申請書」を提出し、許諾を得る必要があります。

以上

別 紙 ２

日付	版数	改訂内容
2026年12月１日	1.0	総務省により初版発行